

大阪市告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月16日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年4月30日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種類	場所
自動二輪車 (外国車 黒色)	中央区東心斎橋1丁目9番先
自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	中央区中寺2丁目2番先
普通自動車 (スズキ 白色)	浪速区恵美須東3丁目4番先

(建設局総務部管理課)